

マネー・ローンダリング、テロ資金供与防止のため、

## 取引時の確認方法等が一部改正されました。

犯罪収益移転防止法が改正され、平成28年10月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、取引時の確認方法が一部改正されたので取引時確認が必要な取引の際はご協力くださいますようお願いいたします。

### 取引時確認が必要な 主な対象取引

- 口座の開設、貸金庫、保護預り、保険契約、ご融資、電子記録債権等のお取引開始のとき
- 10万円を超える現金振込（外国送金を含む）、10万円を超える持参人払式小切手（線引がないもの）による現金受取りのとき
- 200万円を超える現金・持参人払式小切手（線引がないもの）の入出金、外貨両替のとき 等

〈平成28年10月1日からの取引時確認事項とその書類〉

確認事項	通常の取引	ハイリスク取引※
本人特定事項 (氏名・住所・生年月日(個人)／名称・所在地(法人))	下記の本人確認書類 ① ●運転免許証、運転経歴証明書 ●旅券(パスポート) ●個人番号カード ●在留カード、特別永住者証明書 等 ② ●各種健康保険証 ●国民年金手帳 ●母子健康手帳 等 ③ ●住民票の写し ●戸籍謄本 等	通常の取引で確認した書類 + 上記以外の本人確認書類
	●登記事項証明書 ●印鑑登録証明書 ●官公庁から発行・発給された書類で名称、本店もしくは主たる事務所の所在地の記載があるもの 等	
	●登記事項証明書 ●印鑑登録証明書 ●官公庁から発行・発給された書類で名称、本店もしくは主たる事務所の所在地の記載があるもの 等	
	●登記事項証明書 ●印鑑登録証明書 ●官公庁から発行・発給された書類で名称、本店もしくは主たる事務所の所在地の記載があるもの 等	
取引を行う目的	ご申告	通常の取引と同じ
職業(個人の場合)	ご申告	通常の取引と同じ
事業内容(法人の場合)	定款、登記事項証明書 等	
実質的支配者 (議決権の保有その他の手段により当該法人を支配する自然人)	代表者等からの本人特定事項についてご申告	株主名簿、 有価証券報告書 等 + 代表者等からの本人特定事項についてご申告
資産及び収入の状況 (ハイリスク取引で、200万円を超える財産の移転を伴う場合に限ります。)	—	【個人の場合】 源泉徴収票、確定申告書、預貯金通帳 等 【法人の場合】 貸借対照表、損益計算書 等

(注) 有効期限のある書類の場合は、提示される日において有効である必要があります。また、有効期限のない書類の場合は、提示される日の前6か月以内に作成されたものに限りです。

### ※ハイリスク取引とは？

なりすまし・偽りが疑われる取引等、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引として、下記に該当する取引を言います。

- 過去の契約時の確認の際に顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引
- 過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- イラン・北朝鮮に居住、所在する者との取引
- 外国の重要な公的地位にある者等との取引

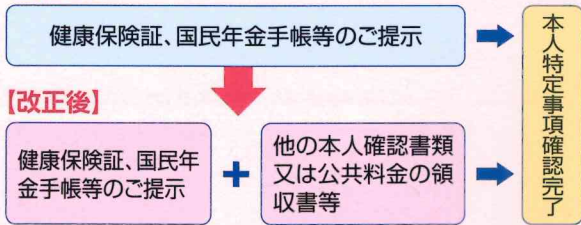
### ハイリスク取引時の確認

ハイリスク取引を行う際には、より厳格な確認が必要となります。また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認も必要です。

### 主な改正内容と確認方法

- 本人特定事項で健康保険証、国民年金手帳等(左記表②)の本人確認書類をご提示の場合、他の本人確認書類又は公共料金の領収書等もご用意ください。

#### 【改正前】



※左記表①の顔写真付き本人確認書類の場合、ご提示により本人特定事項の確認完了(従来通り)

※左記表③の本人確認書類をご提示の場合、取引関係文書を転送不要郵便等で送付し、本人特定事項の確認を行います(従来通り)。

- 法人の実質的支配者については議決権その他の手段により、当該法人を支配する自然人にまで遡って確認します。

- 法人の取引担当者への権限委任の確認方法について
  - 法人が発行した「社員証」は使用できず、委任状等が必要となります。
  - 登記事項証明書は取引担当者が代表権を有する場合のみ使用できます。

- 1回あたりの取引金額を減少させるために、一つの取引を分割したものであることが一見して明らかなのは、一つの取引とみなして取引時確認が必要となります。

- 顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引についても取引時確認が必要となります。

- 外国の重要な公的地位にある者等との取引がハイリスク取引に追加されました。

電気、ガス、水道料金及び学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学等の入学金、授業料等の現金納付については、取引時確認が不要となります(疑わしい取引等の場合は除く)。

## 外国口座税務コンプライアンス法に基づく お取引時のご確認について

米国の外国口座税務コンプライアンス法（以下、「<sup>フ</sup><sup>ァ</sup><sup>ト</sup><sup>カ</sup> FATCA」といいます）およびFATCAに関する日本と米国との取り決めにより、平成26年7月1日から、お取引時にお客様が米国税法上の納税義務者等に該当されるか否かをご確認させていただくことになりました。

ご確認させていただいた結果、米国税法上の納税義務者等、一定の報告対象に該当された場合には、開設いただいた口座に関する情報を米国内国歳入庁に報告させていただくことになります。

ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 1. お客様へのご確認が必要となる場合

- ①預金等の口座を開設するとき
- ②届出事項の変更等によりお客様が米国税法上の納税義務者等に該当される可能性が生じたとき
- ③その他

### 2. お客様へのご確認の方法

当金庫所定の申告書に必要事項をご記入いただき、お客様が米国税法上の納税義務者に該当されるか否か等について、お客様のご申告によりご確認させていただきます（※）。

※一部のお客様については、申告書の記入を省略させていただくことがあります。

### 3. 米国税法上の納税義務者等の報告対象に該当される場合

ご確認の結果、お客様が米国税法上の納税義務者等、一定の報告対象に該当される場合には、米国納税者番号等をご申告いただき、お客様の口座に関する情報等を当金庫から米国内国歳入庁へ報告させていただくことについてご同意いただくことになります（※）。

※ご同意いただけない場合には、お取引をお断りさせていただくことがあります。

詳しいことは、当金庫の窓口にお問い合わせください。